

事例項目		国民健康保険料の軽減判定誤りについて
事例発生日等		平成29（2017）年1月12日（木）
担当課		保健福祉部健康保険課
事例概要	発生までの経過	①平成28（2016）年12月27日（火）に厚生労働省が「後期高齢者医療制度における保険料軽減判定のシステム誤り」を公表した。 ②これを受けて、平成29（2017）年1月12日（木）に本市の国民健康保険料の軽減判定所得の算定方法を確認したところ、後期高齢者医療制度と同様の誤りがあることが判明した。
	当時の対応	①平成29（2017）年1月12日（木）から対象者等について調査を開始した。 ②同年1月27日（金）に対象者等について把握した。 ③同年1月下旬以降、大阪府に対応方針を確認した。 ④同年4月18日（火）大阪府から対応方針について、市町村で判断してほしいとの回答があった。 ⑤同年4月26日（水）各報道機関に、報道資料の提供を行った。 【資料No.(2)－76－1】 ⑥同年5月8日（月）から随時、お詫び文書を作成し、追加徴収者等に対して自宅訪問により説明を実施した。 【資料No.(2)－76－2】【資料No.(2)－76－3】 還付者についてはお詫び文書を郵送した。 【資料No.(2)－76－4】
発生原因		国民健康保険料の軽減判定所得の算定にあたり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、軽減判定用に計算した繰越純損失額を用いる必要があるところ、税法上の繰越純損失額を用いた計算を電算システムにより行っていた。このことから、一部の被保険者について、本来納付すべき金額と異なる保険料を賦課していた。
再発防止対策		青色申告者の保険料軽減判定について、複数人による確認を徹底することにより再発防止に努め、今後、電算システムを改修し、適切な事務処理体制を整備する。
添付資料		【資料No.(2)－76－1】報道提供資料 【資料No.(2)－76－2】追加徴収者宛て国民健康保険料の軽減判定誤りについて（お詫び） 【資料No.(2)－76－3】追加徴収及び還付対象者宛て国民健康保険料の軽減判定誤りについて（お詫び） 【資料No.(2)－76－4】還付対象者宛て国民健康保険料の軽減判定誤りについて（お詫び）